

野方区民活動センター集会室等の使用案内

★ 区民活動センター集会室を使用できる団体

メンバーの人数が5人以上で、その半数以上が中野区在住、在勤、在学者で構成されており、営利活動を目的としない団体です。また、常時5人以上で使用することが必要です。

★ 使用団体登録

区民活動センター集会室を定期的に使用する団体は、『野方区民活動センター使用団体』の登録をお願いします。

登録していない団体は、集会室使用申込みの抽選会に参加することができません。

◇登録の手続き◇

*「集会室等使用団体登録申請書」に必要事項を記入のうえ、会員名簿を添付して野方区民活動センターへ提出してください。

*内容を審査のうえ、登録申請した日の1週間後に「集会室等使用団体登録証」をお渡しします。抽選会又は窓口での申込みの際は、必ず団体登録証をご持参ください。

*構成員の過半数が野方区民活動センター管内に住所を有している団体は、「地元団体」として、抽選会で一般の登録団体より優先して申込みができます。

★ 集会室使用の申込み

1 抽選会での申込み（登録団体のみ）

集会室を使用する月の2か月前の月の第3月曜日（その日が区民活動センターの休業日に当たる場合は、翌業務日）に抽選会を行います。（例）6月に使用する場合は、4月の第3月曜日に抽選します。

団 体 の 種 別	抽 選 会 の 時 間
【地元団体】 【ギャラリーを展示目的で使用する団体】 【調理室と洋室Cを同時に使用する団体】	◎午前9時15分受付。抽選番号を引き9時30分から抽選会を開始します。9時30分以降の入場はできません。
【一般団体】	◎午前11時00分受付。抽選番号を引き11時15分から抽選会を開始します。11時以降の入場はできません。

*抽選会場に入れるのは、1団体1名のみです。

*抽選会で申込みができる使用回数は、4回（各集会室の使用時間区分で4区分）までです。

*有料の場合は、抽選会当日、使用料をお支払いいただきます。

2 電話予約による申込み（登録団体のみ）

抽選会の翌日から電話による予約ができます。

*電話で予約した場合は、予約日を含めず業務日3日以内に使用手続きを行わないと、予約が無効となります。

3 野方区民活動センター窓口での申込み（すべての団体）

抽選会の翌日から区民活動センターの窓口で申込みができます。(同一月内4区分まで)
受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

◇使用回数の特例◇

同一月内で申込みができる使用回数は4回(4区分)までです。ただし、施設を使用する日の1か月前から使用回数の限度を超えて使用申請することができます。

1か月前とは、使用予定日から起算した応答日をいいます。応答日がセンターの休業日であるときは、その応答日の前日とします。

(例) 使用予定日 10月30・31日 ⇒ 応答日 9月30日

★ 使用の取消し等

- * 使用日の7日前の午後5時までに取消しの手続きをした場合は、使用料の半額を返還します。それ以降に取り消した場合は、使用料の返還がありませんので、ご注意ください。ただし、使用者の責によらない事由(地震、水害、火災等)により使用できない場合は、全額返還します。
- * 取消日がセンターの休業日にあたる場合には、その直後の休業日でない日が半額返還の可能期日とします。
- * 使用承認後に使用日時又は部屋の変更を行うことはできません。この場合は取消し及び新規の申込みの扱いになりますので、申込みの際は慎重に使用日、時間、部屋を決めてください。

★ 使用料が免除となる場合

次の活動で使用する場合は、使用料が無料となります。

- ① 安全・安心なまちづくりその他の身近な地域課題の解決、区政への参加の推進等の地域自治に関する活動を行う団体。
- ② 子どもが健やかに成長できる地域社会の形成、子育て・子育て支援等の子どもの健全育成に関する活動を行う団体。
- ③ 高齢者、障害者等に対する地域における支えあいや自立支援又はその家族への援助などに関する活動を行う団体。
- ④ 資源の有効利用、環境美化の推進などの快適な地域環境の保全に関する活動を行う団体。

* 60歳以上の高齢者で構成されている団体が高齢者集会室を使用する場合、無料となります。

★ ご利用にあたって

- * 使用当日は、必ず使用承認書を提示して鍵を受け取ってください。
- * 職員又は管理人の指示に従って使用してください。
- * 駐車スペースがありませんので、車でのご来所はご遠慮ください。自転車での来所もできるだけご遠慮ください。
- * 使用時間には、準備及び後片付けの時間が含まれています。
- * 災害対応のため集会室を一時避難所として使用するときは、急きょ使用をお断りする場合があります(この場合使用料は全額お返しします)。
- * 使用の際のゴミ等は、必ずお持ち帰りください。

- *使用の際に動かした机・イス等の物品は、必ず元の位置に戻し、清掃を行ってください。
- *使用に伴い施設・物品を著しく損傷又は汚損した場合は、実費を負担していただく場合があります。
- *センター内は、すべて禁煙です。
- *茶器（ポット、急須、茶碗）は備え付けてありますが、お茶葉、布巾は各団体で用意してください。
- *次の日時は、すべての集会室が使用できません。
 - ・毎月第2月曜日（館内一斉清掃・設備保守点検日）
 - ・年末年始の休業日（12月29日～1月3日）

野方区民活動センター集会室等の使用案内（特例使用）

区民活動センターの集会室は、5人以上（構成員の半数以上が区内在住・在勤・在学）で構成された団体の使用が原則ですが、これによらない場合でも、次の条件を満たしていれば、ご使用できます。

- 使用するものの内、申請者が区民であれば『特例使用者』として利用ができます。
- 活動内容が営利を目的とした行為でないこと。
- 活動内容が他の利用者の妨げ又は迷惑となる行為でないこと。

★ 集会室使用の申込み

集会室を使用する日の21日前から申込みができます。21日前が区民活動センターの休業日（土・日曜日、祝日、年末・年始）の場合は、休業日明けの日からとなります。

申込みは、平日午前8時30分から午後5時までセンターの窓口で受け付けます。電話での予約はできません。

申請書に、使用予定者の氏名、住所、連絡先を記載するか、名簿を提出する。

★ 使用料

[集会室等一覧] へ

★ 使用の取消し等

- * 使用日の7日前までに取消しした場合のみ使用料の半額を返還します。
それ以外は、返還はありません。ただし、使用者の責によらない事由により使用できない場合（地震、水害、火災等）は、全額返還します。
- * 使用承認後に使用日時又は部屋の変更を行うことはできません。この場合は「取消し」「新規の申込み」となりますので、申込みの際は慎重に日時、部屋を決めてください。

★ その他

- *使用当日は、必ず使用承認書を提示して鍵を受け取ってください。
- *職員又は管理人の指示に従って使用してください。
- *駐車スペースがありませんので、車でのご来所はご遠慮ください。自転車でのご来所もできるだけご遠慮ください。

- *使用時間には、準備及び後片付けの時間が含まれています。
- *災害対応のため集会室を一時避難所として使用するときは、急きょ使用をお断りする場合があります。
- *使用の際のゴミ等は、必ずお持ち帰りください。
- *使用の際に動かした机・イス等の物品は、必ず元の位置に戻し、清掃を行ってください。
- *使用に伴い施設・物品を著しく損傷又は汚損した場合は、実費を負担していただく場合があります。
- *センター内は、すべて禁煙です。
- *茶器（ポット、急須、茶碗）は備付けてありますが、お茶葉、布巾は各自で用意して下さい。
- *次の日時は、すべての集会室が使用できません。
 - ・毎月第2月曜日（館内一斉清掃・設備保守点検日）
 - ・年末年始の休業日（12月29日～1月3日）

中野区野方区民活動センター

中野区野方5-3-1 電話3330-4121